

重点対策加速化事業への応募について

1. 目的

このことについては、第1回・第2回会議で報告しましたとおり、本市の2050年CO₂排出実質ゼロの実現に向けて、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に係る次回公募（2024年3月予定）へ申請することを予定しております。

2. 前回の公募要件（令和5年2月実施）との変更点

（1）審査選定による採択への変更

前回公募までは、基本的に、申請したすべての自治体を採択※しているが、前回公募の際、申請自治体数が大幅に増加したことから、今回より審査選定による採択へ変更する。なお、30～40自治体の採択が見込まれる。

※一部では条件付き採択が実施された。

（2）民間施設・住宅への導入での活用の重視

前回公募までは、交付上限額15億円のうち、民間事業者と個人は合計で5億円を上限とし、差額10億円程度を地方自治体における活用可能額としていたが、今回から、交付上限額を10億円に縮減するほか、民間施設や住宅への交付上限額を撤廃し、地方自治体の活用可能額は民間等を含めた補助金総額のうち1/2以内であることを審査選定において評価する。

（3）地域脱炭素の基盤構築を念頭に置いた審査基準

本事業を契機とした脱炭素ドミノの基盤構築を図る取組として、ノウハウを他の自治体へ展開する取組・地域金融機関と連携した取組・地元業者の育成のための取組等を高く評価する。また、事業計画の中間年度に評価を実施することから、地域脱炭素の推進に向け、省エネ設備の導入よりも再エネ設備導入を高く評価することが想定される。

3. 申請内容（案）

2に基づき環境省と意見交換を行った結果、現在、以下の事業を予定しております。

具体的には、個人や民間事業者のほか、公共施設への再エネ設備導入を重点的に取り組み、エネルギーの地産地消を促進します。また、本市における温室効果ガス排出量の約5割を占める民生部門の排出削減に向けて、藤沢商工会議所において本市への要望を検討する民間事業所への省エネ設備導入や、既存住宅の排出削減に効果的な住宅の断熱改修に対して支援を実施することとしております。

(1) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 <重点的取組>

ア. 個人向け（住宅用）太陽光発電設備・蓄電池

自己所有（非 FIT・非 FIP）

イ. 民間向け（市内事業所用）太陽光発電設備・蓄電池

（ア）自己所有（非 FIT・非 FIP）

（イ）第三者所有：PPA・リース（非 FIT・非 FIP）

ウ. 公共施設向け太陽光発電設備・蓄電池

第三者所有：PPA・リース（非 FIT・非 FIP）

(2) 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

民間向け（市内事業所用）高効率設備（空調・照明）

(3) 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

ア. 既存住宅断熱改修（戸建住宅）

イ. 既存住宅断熱改修（集合住宅）

(4) 事業実施における創意工夫

ア. 本市と地域金融機関や藤沢商工会議所等（市内の電気店・工務店等）との連携による、導入時の資金調達から施工までの円滑な実施。（調整中）

イ. 再エネ設備導入に関して、所定の要件を満たす設置プランを提供する事業者や施工業者の一覧を本市ホームページ等で周知。これによる利便性向上・利用促進。

ウ. 地域金融機関や藤沢商工会議所等との連携について、本交付金事業終了後も継続実施。これによる市民・市内事業者の省・創エネ設備の継続的な導入の実現。

以 上